

お隣の農地からの 雑草等でお困りの方へ

～農業委員会事務局からのご案内～



農業委員会ができないこと（民事不介入のため対応できません）



個人間のトラブルへの直接介入・あっせん

当事者同士での話し合いや解決をサポートすることはできません。



所有者に代わっての除草・管理の実施

行政が所有者に代わり、草刈りや管理を行うことはできません。



強制的な指導・罰則等の適用

草刈りの実施を強制したり、罰則を科すことはできません。



土地の利用や管理に関する判断・代行

土地の管理方法や今後の利用について、行政が判断・代行することはできません。

法的な権限が
ありません



農業委員会ができること（農地法に則した対応を行います）

農業委員会では、次の取組みを通じて、解決に向けたサポートを行っています。

① 利用状況調査



毎年1回農地の利用状況を調査し、
遊休化の状況などを確認します。

- 現地調査の実施
- 所有者の把握・情報整理

② 利用意向調査



所有者に対し、今後の利用意向を
確認し、情報を整理します。

- 利用の意向確認
- 今後の活用方法の把握

③ 農地利用の最適化



農地の適切な利用が進むよう、
関係機関と連携して支援します。

- 担い手への集積・集約の支援
- 必要な制度・情報のご案内

農地の所有者の氏名・住所を確認するには、以下の方法（いずれも有料）があります。

- ・法務局で登記事項証明書の交付を受ける
 - ・登記情報提供サービス(オンライン)を利用する
- ※登記内容が最新ではない（所有者が亡くなっている、転居前の住所である等）
場合もありますのでご注意ください。

詳しい情報はこちらから



市町村
ホームページ
（農地の適正管理について）

まずは当事者同士での話し合いから。解決に向けて、一歩ずつ進めていきましょう。
当事者間での解決が困難で、法的な措置を検討される場合は、専門機関（弁護士・司法書士・
民事調停【裁判所】）に相談ください。